

国立西洋美術館の周辺環境における遺産影響評価マニュアル 【緩衝地帯編】(案)の中間のまとめについて

1 作成の背景

近年、世界遺産委員会において、世界遺産の顕著な普遍的価値が、計画されている事業等によって受ける影響を評価する「遺産影響評価」の実施が求められる事例が増えている。世界文化遺産「国立西洋美術館」においても、上野駅東側の低層部の商業地区は、都市更新の時期を迎えつつあることから、世界文化遺産としての保全と都市更新の両立を図るため遺産影響評価を行う必要がある。

2 作成の目的

景観の観点から緩衝地帯における開発行為等が与える影響について、遺産影響評価を実施する際の基準・考え方を示し、開発行為等による負の影響の回避又は低減に関し関係者間での協議により、資産の価値の保全と開発行為等の両立を目指す。

3 中間のまとめの主な内容

(1) はじめに

- ・遺産影響評価実施の背景や目的について

(2) 国立西洋美術館の世界遺産としての概要

(3) 遺産影響評価の実施

- ・対象地域：緩衝地帯の内、台東区景観計画の景観形成特別地区（上野恩賜公園周辺）Cゾーンに該当する地域
- ・対象事業：①建築物・工作物、②屋外広告物
- ・評価基準：景観の観点から基準点（眺望点）を設定し、そこから見える
①高さ、②形態・意匠・色彩

(4) 遺産影響評価書・遺産影響評価報告書の作成

(5) 世界遺産委員会への報告

4 今後の予定

令和7年第1回定例会	企画総務委員会でマニュアル(案)の最終案の報告
令和7年 3月	『世界文化遺産「ル・コルビュジエの建築作品（国立西洋美術館）」保存管理活用協議会』（事務局：東京都教育庁）に提出
	協議会にてマニュアルの策定、公表
令和7年 4月	運用開始

世界遺産「ル・コルビュジエの建築作品 - 近代建築運動への顕著な貢献 -」
 構成資産「国立西洋美術館」
 遺産影響評価マニュアル【緩衝地帯編】（案）中間のまとめ【概要版】

令和6年12月
 台東区世界遺産担当

I. 遺産影響評価マニュアル【緩衝地帯編】（案）の構成

	構成	概要
1	はじめに	遺産影響評価実施の背景や目的について
2	世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の概要	遺産影響評価の前提条件及び資産の顕著な普遍的価値について
3	遺産影響評価の実施と対象	遺産影響評価の実施について、対象地域や対象事業、実施の手順などについて
4	遺産影響評価書・遺産影響評価報告書の作成	遺産影響評価書・遺産影響評価報告書の作成に必要な内容を例示
5	世界遺産委員会への報告	遺産影響評価を世界遺産委員会等へ報告することの重要性について

II. 遺産影響評価マニュアル【緩衝地帯編】（案）の主な内容

1. はじめに

- ・近年の世界遺産委員会において、世界遺産の顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value, OUV）が、計画されている事業等によって受ける影響を評価する「遺産影響評価」の実施が求められる事例が増えている。
- ・国立西洋美術館の緩衝地帯については、都市公園法、景観法および関連法規により最適な保全措置がなされているものの、上野駅東側の低層部の商業地区は、都市更新の時期を迎えつつあることから、世界文化遺産の保全にあたっては、資産に配慮した景観形成が求められる。
- ・本マニュアルは、景観の観点から緩衝地帯における開発行為等が与える影響について、遺産影響評価を実施する際の基準・考え方を示す。
- ・緩衝地帯内で計画される事業が、国立西洋美術館の顕著な普遍的価値に及ぼす影響の可能性を事前に把握し、負の影響の回避又は低減に関して関係者間で協議し、資産の価値の保全と開発行為等との両立を目指す。

2. 世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の概要

遺産影響評価の前提条件として、ル・コルビュジエの建築作品全体構成、第40回世界遺産委員会が世界遺産登録にあたり採択した「顕著な普遍的価値の言明」及び推薦書において主張した構成資産「国立西洋美術館」における顕著な普遍的価値について確認し、資産の顕著な普遍的価値の属性を示す。

3. 遺産影響評価の実施と対象

(1) 遺産影響評価とは

世界遺産の顕著な普遍的価値が、計画されている事業等によって受ける影響の可能性を事前に把握し、詳細な分析と評価をすることをいう。

国立西洋美術館においては、2016年5月17日にユネスコ世界遺産センターより通知されたイコモスによる評価結果及び勧告の中で、「緩衝地帯内外での何らかの開発行為が行われる場合には、眺望の観点からの影響評価が重要。」と述べられている。

(2) 遺産影響評価の対象

①対象地域

緩衝地帯（図1）の内、台東区景観計画で定める景観形成特別地区上野恩賜公園周辺Cゾーンに該当する地域（以下、「Cゾーン」）（図2）を遺産影響評価の対象地域とする。

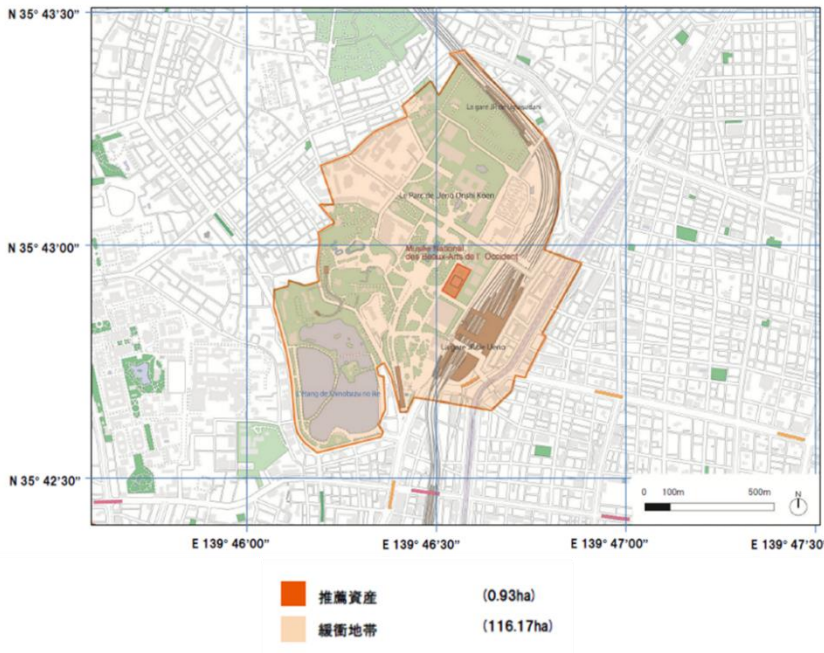


図1 世界遺産構成資産「国立西洋美術館」の緩衝地帯

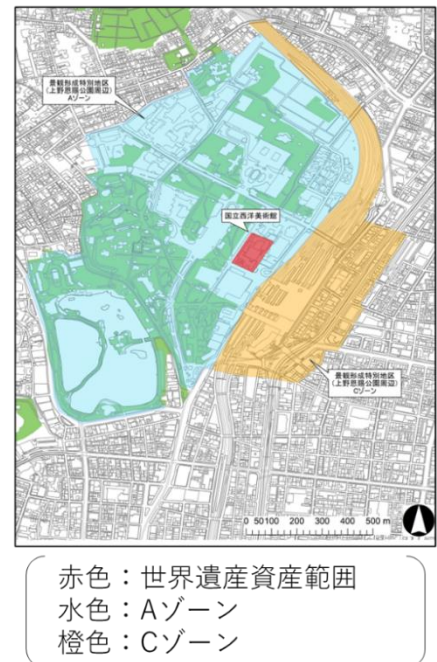


図2 『台東区景観計画』で定める「景観形成特別地区上野恩賜公園周辺」Aゾーン及びCゾーン

②対象事業

Cゾーンで行われる以下のものに該当し、国立西洋美術館への影響を及ぼす可能性がある事業とする。

○建築物・工作物

- i 都市開発諸制度を用いた大規模建築物等の建築計画事業
- ii i 以外の建築計画事業（景観条例に基づく通常協議）

○屋外広告物

(3) 遺産影響評価の基準

○建築物・工作物の場合

眺望点からの景観により影響を判断するものとし、高さ、形態・意匠・色彩を基準とする。

①眺望点の設定

国立西洋美術館の正門と西門からの来館者の動線が交わる点であり、西門から延びる黒目地と本館入口から延びる黒目地が接するポイントを遺産影響評価のための眺望点として設定する。



② 景観基準線・景観基準帯の設定

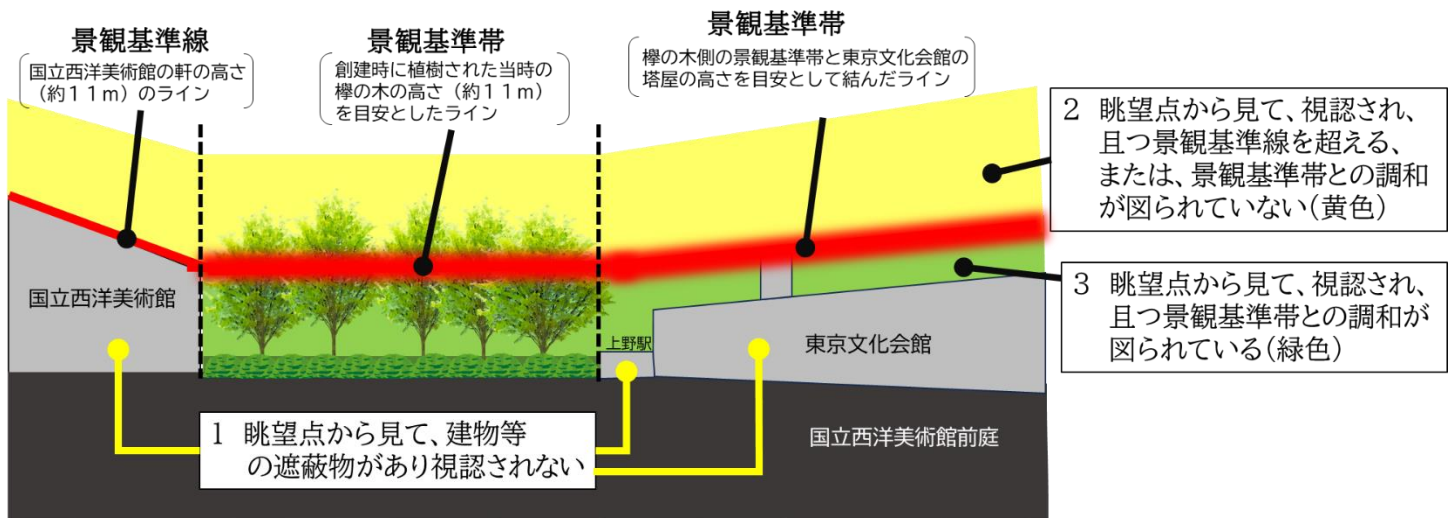
眺望点から見た建築物・工作物の高さの基準として、「景観基準線」、「景観基準帯」を設定する。

- ・「景観基準線」…国立西洋美術館の軒の高さ（約11m）。
- ・「景観基準帯」…創建時に植樹された当時の榊の木の高さ（約11m）と東京文化会館の塔屋の高さを結んだライン。

③ 高さ

	視認性及び建築物・工作物の高さ	影響の程度
1	眺望点から見て建物等の遮蔽物があり、視認されない	影響無し
2	眺望点から見て視認され、且つ景観基準線を超える、または、景観基準帯との調和が図られていない	影響有り
3	眺望点から見て視認され、且つ景観基準帯との調和が図られている	影響について協議する (→④へ)

眺望点からの見え方のイメージ



④ 形態・意匠・色彩への配慮

③のうち、3について形態・意匠・色彩に配慮している場合は、協議し影響を判断する。配慮がされていない場合は、影響が有るものとする。

視認される場合の景観配慮に係る判断基準の例示
背景に溶け込み圧迫感を感じさせないよう明度が高く、彩度の低い色を使用する。
重厚感や質感の高い素材や耐久性が高い素材を使用する。
ガラス素材を使用する場合は、背後のバックパネルなどと合わせた外観を色彩基準に適合するよう配慮する。また、反射率を抑えた低反射ガラスなど透過性の高い素材とする。
長大な壁面は分節化を図り圧迫感を低減するとともに、アクセント色の使用を控えるなど、周辺建築物との調和を図る。
屋外設備などは、配置の工夫により眺望点から見えないようにする。
夜間における光源の演色性に配慮した景観を形成する。

※判断基準に関しては、「東京都景観条例」、「東京都台東区景観条例」、「東京都景観色彩ガイドライン」、「台東区景観計画」、「上野地区景観形成ガイドライン」等を参照。

○屋外広告物の場合

- ・国立西洋美術館前庭から見た、東側方面の屋外広告物等の高さについて、鉄道敷より東側に広がる低地部の地盤面から15m以上の部分を対象とする。
- ・自家用広告物、公共公益目的及び非営利目的の広告物に限り、以下の基準に従い影響の度合いを相談・協議により判断する。

屋上広告物	高さ15m以上において表示・設置しないよう配慮する。
壁面広告物	高さ15m以上において光源を使用しないよう配慮する。
壁面広告物	高さ15m以上において掲出する場合は低彩度とし、一広告物表示面積の1/3を超えて使用できる彩度は別に定める。

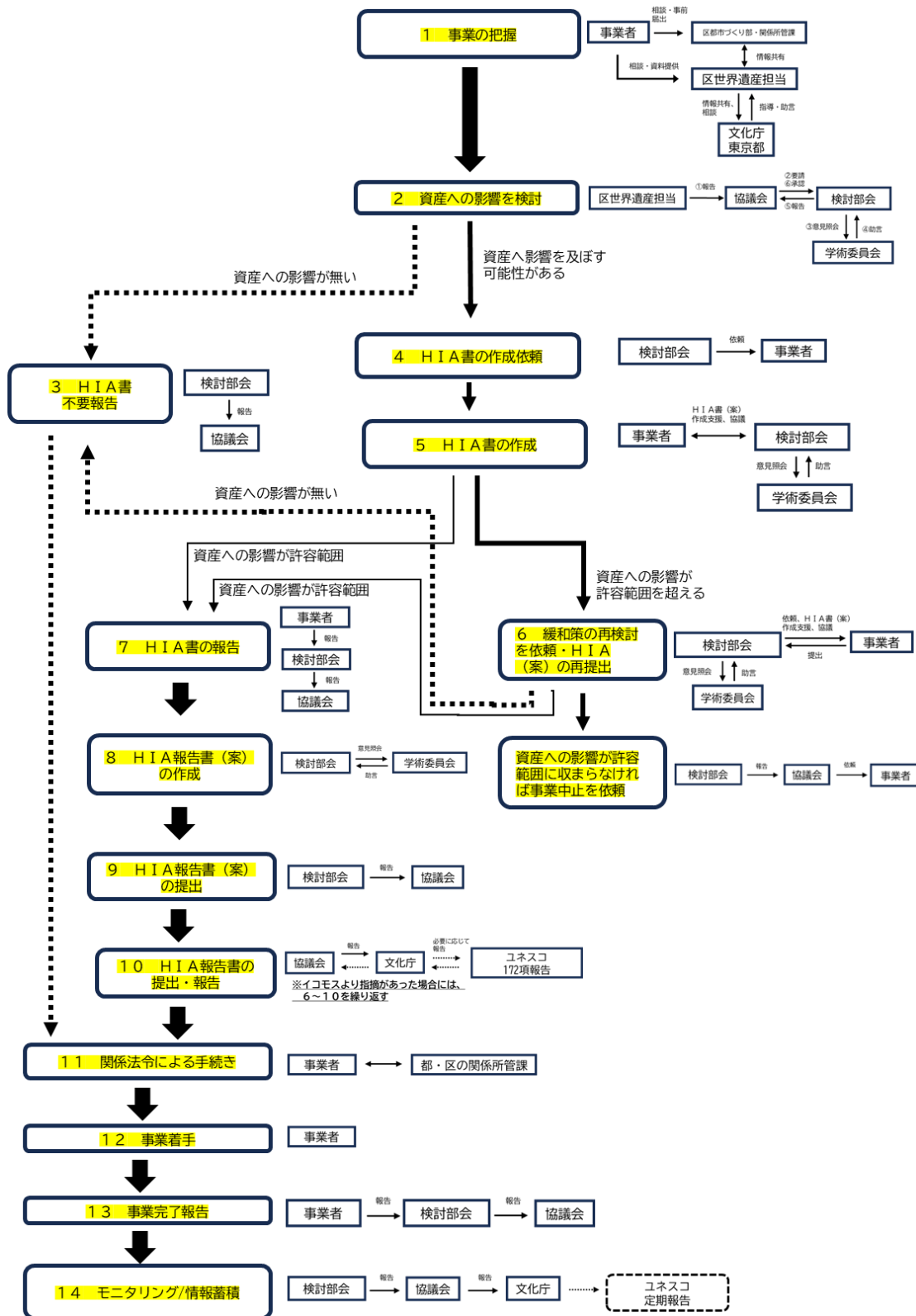
- ・例外として、他の建築物などにより視認できないなど、国立西洋美術館前庭から見えなければ、影響は無いものとする。



国立西洋美術館前庭の区域

(4) 遺産影響評価の実施手順

遺産影響評価の実施手順はフロー図のとおりである。



※HIA…「遺産影響評価 (Heritage Impact Assessment)」